

令和4年度

第2回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

	件 名	ページ
議案第 1 号	令和 5 年度古河市公共交通事業再編について	1
議案第 2 号	古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について	3
	(参考資料)	
	古河市公共交通活性化会議設置要綱	4
	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	7
	令和 4 年度 第 2 回古河市公共交通活性化会議委員名簿	10

議案第 1 号

令和 5 年度古河市公共交通事業再編について

1 循環バス「ぐるりん号」再編コースと各停留所（案）

令和 3 年度第 4 回古河市公共交通活性化会議にて承認された再編概要により、各コースの停留所及び予定便数を以下に定める。

コース名	キロ数	所要時間	停留所数	予定便数
西	15.3 km	約 45 分	39 箇所	8 便/日
古河庁舎・福祉の森	14.5 km	約 47 分	34 箇所	8 便/日
南（栗橋駅発着）	18.1 km	約 50 分	37 箇所	4 便/日
南（古河駅発着）	17.5 km	約 50 分	50 箇所	4 便/日
北	16.0 km	約 42 分	28 箇所	8 便/日
通勤通学	10.7 km	約 30 分	25 箇所	右回り：10 便/日 左回り：10 便/日
総和庁舎・病院	16.0 km	約 49 分	38 箇所	右回り：4 便/日 左回り：3 便/日
道の駅・三和庁舎	36.6 km	約 75 分	22 箇所	5 便/日

※ 総和庁舎・病院及び道の駅・三和庁舎コース以外は土休日ダイヤ設定あり

2 循環バス「ぐるりん号」再編後の運賃（案）

従来の運賃設定は開設年度の違いもあり、統一性がないため、再編に伴い、道の駅・三和庁舎コース以外のコースについて、ブロック制運賃を設定し、運賃格差を是正する。ブロック単位は 1 ブロックの単位を 5 キロ程度に簡素化し、1 乗車 1 ブロックまでは 100 円、2 ブロック以上は 200 円とする。

コース名	ブロック数	設定運賃	備考
西	3	1 乗車 1 ブロックまで 100 円 2 ブロック以上は 200 円	65 歳以上は一律 100 円 未就学児、障害者 は無料 常時利用者はモ バイル定期購入 で運賃割引あり
古河庁舎・福祉の森	3		
南（栗橋駅発着）	3		
南（古河駅発着）	3		
北	3		
通勤通学	2		
総和庁舎・病院	3		
道の駅・三和庁舎	距離割制	最低運賃 100 円、最高運賃 500 円	

3 デマンド交通「愛・あい号」再編後の運賃（案）

令和3年度第4回古河市公共交通活性化会議にて承認された再編概要により、市内全域運行開始することに伴い、運賃を従来の300円均一から距離割制の運賃へと変更する。これにより、隣接する他地区への移動に伴う不公平感を解消し、地域の一体感の醸成を図るとともに、持続可能な公共交通の一助とする。

区分	運賃	備考
0～5 km未満	300 円	距離割に関係なく、小学生は 100 円、未就学児は無料とする。
5～10 km未満	500 円	
10 km以上	800 円	

※ 距離は予約時における、自宅から目的地までの最短距離を採用する。

議案第2号

古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について

1 趣旨

「ぐるりん号」無料の日（以下、無料の日）実施については、市内で開催される秋のイベント実施にあわせ毎年度実施していたところではあるが、令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止により、秋のイベントを中止していた。また、度重なる外出自粛要請もあり、無料の日も実施時期を定められず2年間休止としていたが、令和4年度は秋のイベントが開催される予定であるため、この開催にあわせて無料の日を実施し、利用率の向上を図る。

2 実施日

- ① 10月 9日（日）：関東ド・マンナカ祭り（中央運動公園）
- ② 10月23日（日）：さんさんまつり（三和健康ふれあいスポーツセンター）
- ③ 11月 6日（日）：古河よかんべ祭り（古河公方公園）

※①及び③は2日間のイベントのうち、1日のみ無料の日を実施

3 実施手法

上記①～③については、ぐるりん号の全てのコースにおいて運賃を無料とする。

イベントのPRに併せ、市民に周知する。

乗務員により乗車人員を把握する。

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日
告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議(以下「活性化会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員(以下「委員」という。)は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則 (平成22年告示第113号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第152号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第100号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第229号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員(以下「現委員」という。)は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものと

する。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表 (第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和4年度 第2回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	鈴 木 隆	
4	古河市行政自治会	副会長	五月女 光 男	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	佐 藤 弘	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國 下 裕 司	(企画調整)
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲 野 俊 二	(輸送)
11	茨城県政策企画部	交通政策課長	寺 田 明 弘	
12	茨城県境工事事務所	道路管理課長	西 村 正 志	
13	古河警察署	交通課長	高 橋 淳 也	
14	茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	
15	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
16	ジェイアールバス関東株式会社古河営業所	所 長	益 子 公 広	
17	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	佐 藤 雄 一	
18	古河ハイヤー運営協議会	会 長	荒 井 忍	
19	朝日自動車株式会社	運輸部次長	田 沼 健 一	
20	株式会社セキショウキャリアプラス	営業部長	飯 田 理 文	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	山 根 修	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	荻 原 理 恵	
5	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	竹 村 周 平	